

## 令和4年度 事業計画

### 第1 シルバー人材センターを取り巻く環境

総務省が令和3年9月に公表した「統計からみた我が国の高齢者」によりますと、我が国の総人口（2021年9月15日現在推計）は、前年に比べ51万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は前年に比べ22万人増加し3640万人となり、総人口に占める割合は29.1%と前年に比べて0.3ポイント上昇し過去最高となりました。また、70歳以上の人口は前年比61万人増の2852万人（総人口の22.8%）、80歳以上の人口は46万人増の1206万人（総人口の9.6%）となっています。

2020年の高齢者の就業者（以下「高齢就業者」）数は、906万人で過去最多となり、就業率は25.1%と9年連続で前年に比べ上昇、年齢階層別の就業率は、65～69歳では49.6%、70歳以上は17.7%となっています。高齢就業者の就業上の地位別では、57.0%が雇用者、30.7%が自営業主・家族従業者、12.3%が会社などの役員で、雇用者のうち非正規の職員・従業員が76.5%となっており、非正規の雇用形態についての主な理由は、男女とも「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最多となっています。

また、昨年4月に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢法」）では、企業に対し70歳まで就業機会を確保するよう努力義務が課せられることとなりました。高齢者人口が増加する一方で、改正高齢法により企業等での高齢雇用者も増加することが予想され、シルバー人材センター（以下「センター」）への新規入会者の年齢がさらに上昇するものと考えられます。大阪府内の会員については、令和2年度末現在の平均年齢が74.3歳、令和2年度中の新規会員の55%が70歳以上となっています。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年以上が経過しますが、現在も多くの新規感染者が確認されています。令和3年度においても緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用され、大阪府内の会員にも313名（令和4年3月16日現在）の感染が確認され、シルバー事業にも大きな影響がでています。コロナ禍がいつ収束するのか見込みも立たないなか、感染状況を注視しつつ、会員が安心して就業できるよう感染防止対策を徹底する必要があります。

さらに、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなっており、実施されれば会員に支払う配分金に含まれる消費税分の仕入控除を行うことができなくなり、センターには新たな経費負担が発生することとなり、センターの運営にも大きな影響を及ぼす事態となります。

以上のような情勢のなか、今後のシルバー事業の運営方針を確立していく必要があ

ります。

## 第2 シルバー人材センター事業

### 1 会員拡大の推進と支援

地域の期待に応えるためには、会員の拡大が不可欠であり、マスコミ媒体等を活用し、センターの理念と事業を幅広く広報し、会員拡大を推進します。

令和2年度末の大阪府内の会員数は、47,241人と前年同期と比較して2,275人の減少となっています。今後、ますます会員の高齢化が進むと予想されることから、高齢化に対応できる就業分野の開拓を推進するとともに、女性にとって働きやすい就業分野の開拓についても推進し、会員拡大につながるよう積極的に取り組んでいきます。

また、会員数の目標設定については、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」）の方針をふまえ取り組んでいきます。

### 2 安全・適正就業の促進

「安全・安心なシルバー事業」の展開は、事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策を第一に引き続き強力な取組みの推進を図っていきます。

このため、安全・適正就業部会を開催し、安全・適正就業年次計画の策定、安全就業大会や安全・適正就業推進員会議の開催、就業現場へのパトロールの実施、安全就業に対する情報提供等を行い、意識の高揚を図ります。

さらに、安全就業の基本である会員の健康管理を推進するため、健康診断受診勧奨の徹底を図ります。

また、会員の一部に長時間就業が見受けられるため、不適切な就業の根絶に向け、指導、助言を実施します。

### 3 普及啓発事業の推進

年間を通してシルバー事業の意義を地域社会に広く周知するとともに、10月の普及啓発月間を中心としたシルバークフェアの開催、ボランティア活動の実施など、センターとの連携のもと展開していきます。

また、シルバー事業のより一層の周知広報に努め、記者提供及びホームページの拡充、改良などとともに、新規会員の加入促進や就業開拓・促進を図っていきます。

### 4 就業開拓事業の推進

企業等に対し、センターが就業機会の開拓を積極的に行えるよう、就業拡大につながる情報の収集に努め、センターへの情報提供等の支援を行っていきます。

### 5 交流研修事業の実施

シルバー事業の理念の高揚を図り、組織の充実と活性化を期すため経験交流大会を開催します。

## 6 調査研究事業の実施

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動に関する調査研究を行います。

また、令和4年度から5年間の大阪府におけるシルバー事業の具体的方策として第3次中期計画を策定します。

## 7 指導・相談事業の実施

高齢者の多様な就業・社会参加ニーズに対応したシルバー事業を推進するため、センターに対し各種の指導・相談を行います。

## 8 福祉・家事援助サービス事業の推進

センターが請負として実施している福祉・家事援助サービス事業には、高齢者や障害者等に対し、介護保険の給付の対象とならない身の回りの世話等を提供する福祉サービス、福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービス、未就学児及び小学生以下の児童を対象とする育児支援サービスがあり、少子高齢化が急速に進展するなかにあつて、今後ますます需要が増加することが予想されます。

会員が共働・共助の理念をふまえ、介護や家事援助が必要な高齢者等を支えていく事業として引き続き積極的に進めるとともに、「福祉・家事援助サービス事業研修会」を開催し推進していきます。

## 9 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び高齢者活躍人材確保育成事業

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」については、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進するためのマッチング機能を強化し、企業活動や社会の活性化を図るものとなっており、引き続きセンターへの情報提供等の支援を行っていきます。

また、厚生労働省委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」においては、シルバー事業の周知・広報による新規会員確保はもとより、定年退職予定者等に対する周知・広報、新たな分野で活躍を希望している会員等に対する就業体験及び技能講習を実施します。また、会員が希望する就業分野や会員の高齢化に対応できる就業分野、女性にとって働きやすい就業分野等の発注が見込まれる企業に対するセミナーを実施し新たにセンターを活用する企業の増加をめざします。なお、令和4年度の事業予算については、昨年度より大幅に縮減されていることから、より効果的な事業運営を図っていきます。

## 10 シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

シルバー派遣事業については、適正かつ円滑に業務処理が行えるよう「シルバー

派遣実務マニュアル」を作成するとともに、「実務担当者研修会」を実施し、引き続きセンターへの指導・援助を行っていきます。

また、有料職業紹介事業については、事業実績は僅かですが、請負・委任や派遣事業を補完する事業として推進していきます。

なお、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に取扱いを限定した高齢法第 39 条に基づく特例措置を活用した業務拡大については、令和 3 年 9 月現在、38 道府県、722 センターで指定されており、大阪府シルバー人材センター協議会（以下「大シ協」）においても希望調査を実施したところ、8 センターから希望があがっており、今年度中に指定されるよう、大阪府と具体的な協議を行っていきます。

#### 11 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

昨年度設置した「適格請求書等保存方式（インボイス制度）検討委員会」において引き続き、特例措置が講じられるよう運動を展開しつつ、適切な対応が図れるよう検討を進めていきます。

#### 12 関係行政機関・関係諸団体との連携

大シ協及びセンターにおけるシルバー事業がより円滑かつ効果的、効率的に事業運営が図られるよう、全シ協、近畿シルバー人材センター連絡協議会、大阪労働局、大阪府はもとより、その他関係行政機関及び経済団体等からの情報収集・提供など、積極的に連携を図っていきます。